

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第62号）の施行期日は、令和5年7月1日とする。

（建設局自転車政策推進室）